

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和2年度鴨川市一般会計補正予算(第10号))

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,832,667	160,682	5,993,349
歳入合計	23,759,325	160,682	23,920,007

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,127,109	160,682	2,287,791	160,682			
歳 出 合 計	23,759,325	160,682	23,920,007	160,682			0

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫 負担金	488	148,939	149,427	1 保健衛生費負 担金	148,939	新型コロナワクチン接種事業負担金 148,939
計	1,153,847	148,939	1,302,786			

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫 補助金	3,074	11,743	14,817	2 保健衛生費補 助金	11,743	新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 11,743
計	4,670,780	11,743	4,682,523			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2 予防費	131,531	160,682	292,213	160,682				1 報酬	1,772	●新型コロナワクチン予防接種事業 160,682 1 報酬 1,772 ・鴨川市予防接種健康被害調査委員報酬 84 ・会計年度任用職員報酬 1,688 4 共済費 261 ・会計年度任用職員社会保険料 261 8 旅費 97 ・費用弁償 97 10 需用費 1,183 ・消耗品費 571 ・印刷製本費 612 11 役務費 2,868 ・郵便料 1,500 ・電話料 168 ・接種費用支払手数料 1,200 12 委託料 151,711 ・新型コロナワクチン予防接種委託料 148,939 ・健康管理システム改修業務委託料 2,772 13 使用料及び賃借料 202 ・複写機使用料 151 ・プリンターリース料 51 17 備品購入費 2,588 ・事務用備品費 2,588
								4 共済費	261	
								8 旅費	97	
								10 需用費	1,183	
								11 役務費	2,868	
								12 委託料	151,711	
								13 使用料及び賃借料	202	
								17 備品購入費	2,588	
計	468,309	160,682	628,991	160,682						

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
				年 間 支 給 率 (月分)						
補 正 後	長 等	3		21,234	9,619 4.40	782	31,635	5,955	37,590	
	議 員	18	70,899		33,146 4.45		104,045	26,232	130,277	
	そ の 他 の 特 別 職	1,507	70,942				70,942		70,942	
	計	1,528	141,841	21,234	42,765	782	206,622	32,187	238,809	
補 正 前	長 等	3		21,234	9,619 4.40	782	31,635	5,955	37,590	
	議 員	18	70,899		33,146 4.45		104,045	26,232	130,277	
	そ の 他 の 特 別 職	1,503	70,858				70,858		70,858	
	計	1,524	141,757	21,234	42,765	782	206,538	32,187	238,725	
比 較	長 等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	4	84				84		84	
	計	4	84	0	0	0	84	0	84	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	396 (6)	0	1,543,137	856,244	2,399,381	508,533	2,907,914	
補 正 前	396 (6)	0	1,543,137	856,244	2,399,381	508,533	2,907,914	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直 手 当	夜間勤務 手 当	合 計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後		40,832	26,599	5,059	121,298	9,805	584	25,570	352,701	255,956	16,392	0	1,448	856,244
補 正 前		40,832	26,599	5,059	121,298	9,805	584	25,570	352,701	255,956	16,392	0	1,448	856,244
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇給に伴う 増 加 分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	0	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 3年1月1日	平均給料月額(円)	318,079	324,878	288,646		269,778	302,777
	平均給与月額(円)	361,199	376,818	316,250		284,147	335,238
	現在 平均年齢月数(歳)	43.7	54.1	41.3		38.0	44.1
令和 2年11月1日	平均給料月額(円)	319,573	324,878	286,736		269,778	302,777
	平均給与月額(円)	356,122	374,473	313,332		283,998	337,150
	現在 平均年齢月数(歳)	43.5	53.11	41.1		37.10	43.11

イ 初任給

区 分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 154,900	(円) 146,100 ~ 165,900	短大卒 (円) 176,300	(円)	短大卒 (円) 169,700	旧中5卒 (円) 171,000
	大学卒	182,200		193,500		188,400	215,200
国	高校卒	150,600	147,900	短大卒 188,300		短大卒 166,400	旧中5卒 165,300
	大学卒	182,200		216,400		188,400	212,600

ウ 級別職員数

区	分	行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 3年1月1日 現在	8級	4	1.5										
	7級	27	10.4										
	6級	29	11.1										
	5級	94	36.0						1	33.3	1	10.0	
	4級	27	10.4								2	20.0	
	3級	34 (2)	13.0 (100.0)	41	93.2	8	10.3					3	30.0
	2級	35	13.4	3 (1)	6.8 (100.0)	70	89.7		2	66.7	4 (1)	40.0 (100.0)	
	1級	11	4.2			(2)	(100.0)						
	計	261 (2)	100.0 (100.0)	44 (1)	100.0 (100.0)	78 (2)	100.0 (100.0)		3	100.0	10 (1)	100.0 (100.0)	
令和 2年11月1日 現在	8級	4	1.5										
	7級	27	10.4										
	6級	29	11.1										
	5級	94	36.0						1	33.3	1	10.0	
	4級	27	10.4								2	20.0	
	3級	34 (2)	13.0 (100.0)	41	93.2	8	10.3				3	30.0	
	2級	35	13.4	3 (1)	6.8 (100.0)	70	89.7		2	66.7	4 (1)	40.0 (100)	
	1級	11	4.2			(2)	(100.0)						
	計	261 (2)	100.0 (100.0)	44 (1)	100.0 (100.0)	78 (2)	100.0 (100.0)		3	100.0	10 (1)	100.0 (100.0)	

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区 分		合 計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
			一般行政職	技能労務職				
職 員 数	(A) (人)	400	264	45	78		3	10
昇給に係る職員数	(B) (人)	377	244	44	78		2	9
号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	50	22	20	6			2
	2号給 (人)	5	3		2			
	3号給 (人)	4	2	1	1			
	4号給 (人)	316	217	23	67		2	7
	5号給 (人)							
	6号給 (人)							
	7号給 (人)	1			1			
	8号給 (人)	1			1			
比率 (B) / (A)	(%)	94.3	92.4	97.8	100.0		66.7	90.0

備 考 令和2年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 務 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
補 正 後	2. 2 5 (1. 1 7 5)	2. 2 0 (1. 1 7 5)	4. 4 5 (2. 3 5)	有	
補 正 前	2. 2 5 (1. 1 7 5)	2. 2 0 (1. 1 7 5)	4. 4 5 (2. 3 5)	有	
国 の 制 度	2. 2 5 (1. 1 7 5)	2. 2 0 (1. 1 7 5)	4. 4 5 (2. 3 5)	有	

※ () 内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%) (令和3年1月1日現在)	0.29
支給対象職員の比率 (%) (令和3年1月1日現在)	9.45
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる